

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 各課税処分取消請求上告受理事件
国側当事者・国

平成28年2月4日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年1月28日判決、本資料265号-13・順号12596)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、平成26年7月9日判決、本資料264号-121・順号12502)

決 定

申立人	甲
申立人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	荒木 孝壬
相手方	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
同指定代理人	大西 篤史

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人らの負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年2月4日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 山浦 善樹

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 池上 政幸

裁判官 大谷 直人

裁判官 小池 裕